

秋田市立太平小学校閉校記念事業実行委員会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、秋田市立太平小学校閉校記念事業実行委員会と称する。(以下、本会と略す。)

第2条(事務局)

本会の事務局を太平小学校(秋田市太平目長崎字上目長崎144番地)内に置く。

第3条(組織)

本会は、太平地域振興会員、太平小学校・山谷小学校同窓会員、PTA会員、現教職員および本会の目的に賛同する有志をもって組織する。

第4条(目的)

本会は、太平小学校の閉校を記念して、本校創立以来の歴史を振り返るとともに、輝く伝統を後世に残し、顕彰することを目的とした事業に取り組む。

第5条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 記念事業に関すること
- 2 記念事業費の調達に関すること
- 3 その他必要と認められること

第2章 役員

第6条(役員)

本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、実行委員長1名、副実行委員長5名、事務局長1名、またこのほかに本会の協力者を実行委員長が委嘱する。

第7条(任期)

役員任期は事業終了までとする。欠員が生じたときは、役員会の承認を得て会長が委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

第8条(任務)

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の任務を代行する、また地域住民への事業の周知を行う。
- 3 実行委員長は、本会の業務を司る。副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 事務局長は、本会の事務を行う。
- 5 協力者は、本会事業に必要と思われる業務に対して役員に協力する。
- 6 各部会は、実行委員会で決定された事項やその他必要と思われる業務を行う。

第3章 会議

第9条(種類)

本会の会議は、実行委員会、各部会とする。

第10条(招集)

実行委員会は会長が招集する。また、各部会は部会長が招集する。

第11条(実行委員会)

実行委員会では、次の事項を協議する。

- 1 規約の制定および改廃
- 2 予算、決算、事業計画の承認
- 3 その他、本会の運営に関する必要事項

第12条(部会)

部会ごとに次の業務を行う。

- 1 記念式典部会は、記念式典の企画・運営を行う。
- 2 記念誌部会は、記念誌の制作、発行および記念誌の配達・発送を行う。
- 3 思い出を語る会部会は、「思い出を語る会」の企画・運営を行う。

第13条(表決)

本会の会議は、出席者の過半数をもって議決する。

第4章 会計

第14条(会計)

本会の会計は、寄付金や負担金、その他の収入をもって充てる。

第15条(会計期間)

本会の会計は、令和5年4月1日から事業終了までとする。

第5章 監査委員

第16条(監査員)

本会には、監査員を2名置き、会計を監査し、総会において報告する。

附則

この会則は、令和5年4月1日から実施する。